

# ダム施設周辺での小型無人機(ドローン等)の飛行について

## ○ダム施設周辺の特性について

気流の乱れが大きく、無人航空機が不安定になりやすい場所です。  
山影等によりGPS 衛星の電波を十分に受信できない場合があります。  
ダム管理用の通信設備からの電波が、無人航空機の操作に影響する場合があります。

## ○小型無人機の飛行禁止区域について（離発着及び上空の飛行禁止）

ダム堤体や周辺構造物(係船設備等)  
管理用道路、駐車場、発電所、電線 ※別図参照

## ○小型無人機の事故が発生した場合

ダム施設等に損害を与えた場合は、これによって生じた損失に対する全ての賠償が請求されることがあります。

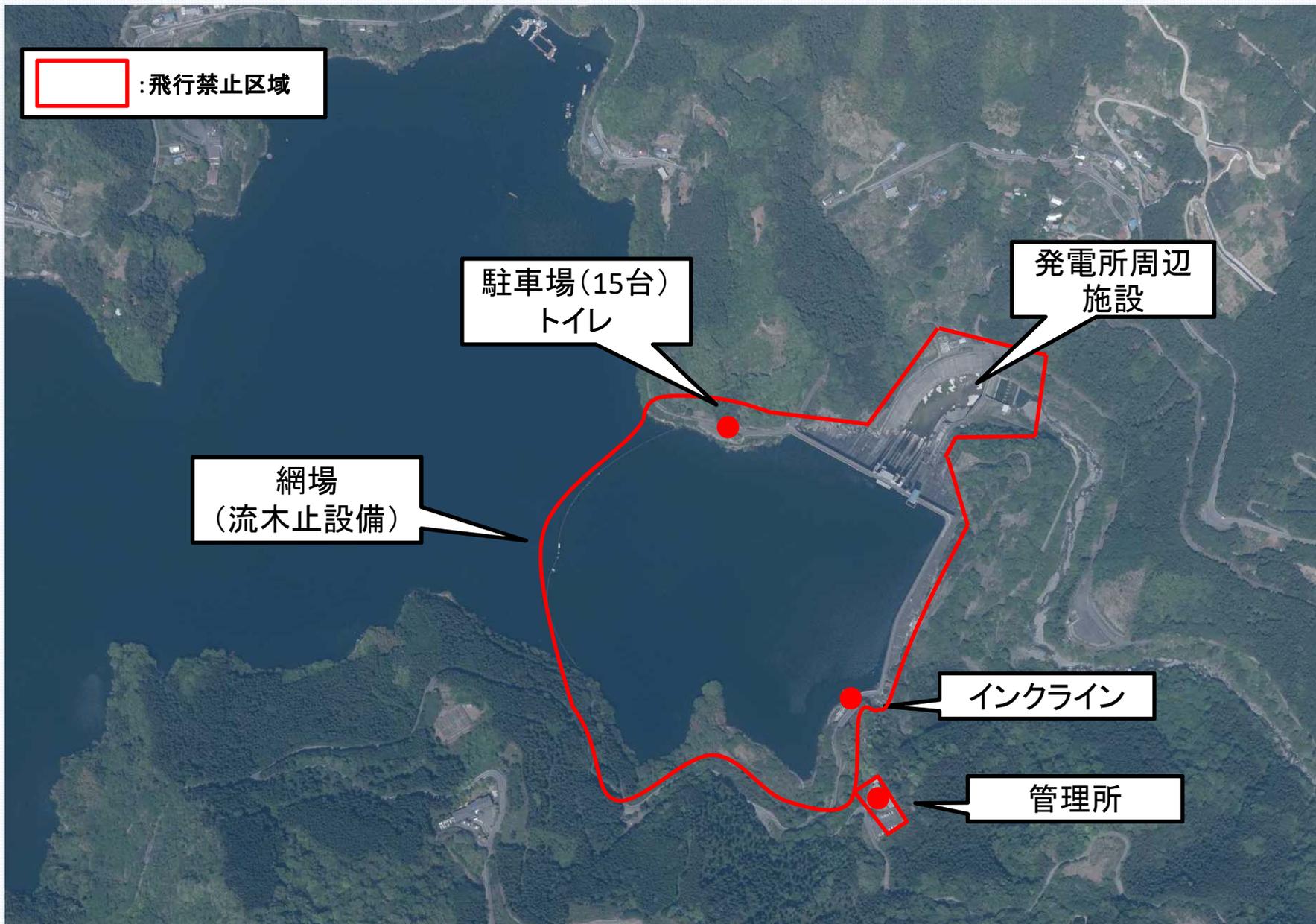
飛行禁止区域内外に関わらず、無人航空機を離発着または飛行させ、更には落下したことにより第三者及びその物件等に被害が生じても、当管理所はいかなる責任も負いません。  
当管理所は、飛行禁止区域内外に関わらず無人航空機の回収等は一切行いません。

## ○法令等の遵守について

無人航空機を飛行させるにあたっては、航空法等の関連する法令を遵守して下さい。  
道路での離発着及び道路上の通行は、道路交通法第76条(禁止行為)に抵触する恐れがあるため、所管する道路管理者(国土交通省、都道府県、市町村等)に確認して下さい。  
また、道路交通法第77条(道路の使用の許可)に基づく許可については、所管する警察署に確認して下さい。

無人航空機を利用して映像を撮影し、インターネット等で公開する場合は、「『ドローン』による撮影映像等のインターネット上での取扱に係るガイドライン」(総務省)に従って下さい。

# 無人航空機等の飛行禁止区域について



空中写真(国土地理院)をもとに(独)水資源機構下久保ダム管理所 作成  
出典: 国土地理院ウェブサイト(<https://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do?specificationId=1638574>)